

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 県土整備部 河川砂防課

法令名	海岸法	法令の番号	昭和31年法律101号
許認可等の種類	海岸管理者以外の者が施行する工事の承認	根拠条項	海岸法第13条第1項
審査基準	建設海岸における管理者以外の者が施行する工事の承認		
	<p>海岸保全区域において、海岸管理者以外の者が施行する工事を承認する場合において、工事施行者が提出する当該海岸保全施設に関する工事の設計及び実施計画が、海岸保全施設の本来の用途又は目的を妨げない限度において、かつ海岸の防護に支障がない範囲であるときに限り承認をする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 海岸保全施設の維持管理及び構造等に支障を及ぼさないこと ・ 一般公衆の利用を阻害しないこと ・ 海岸保全施設の整備計画に支障を及ぼさないこと ・ 工作物を設置する場合は、安全な構造であること ・ 法第14条の築造基準に適合すること ・ 他の法令により規制を受ける行為をする場合は、当該規則に従うこと 		
受付機関	土木事務所	処理機関	土木事務所
		交付機関	土木事務所
		標準処理期間	30 日
		標準経由期間	15 日
		目次	NO